

仕 様 書

1 業務名称

長府浄水場活性炭注入配管清掃業務

2 実施場所

下関市長府豊浦町 1 番 1 号

下関市上下水道局 長府浄水場内活性炭注入施設及び横流式沈殿池注入点

運搬先 下関市大字員光字郷ヶ迫 6 9 2 - 1

野村興業株式会社（天日乾燥施設）

3 業務概要

本業務は、活性炭注入配管の清掃及び回収した活性炭洗浄排水について収集運搬を行うものとし、詳細については、以下のとおりとする。

なお、配管の脱着については発注者で行う。

(1) 配管内の洗浄(参考数量 L=約 125m 口径 50A SUS304TP L=約 19m HIVP50)

発注者が取り外した配管を長府浄水場内清掃場所まで運搬の上、高圧洗浄車等により配管内を洗浄し、堆積物を除去すること。また、洗浄後の排水についても吸引車等で回収すること。洗浄後は管内用カメラにて確認を行い堆積物が除去できているか確認を行うこと。

活性炭注入施設内配管については取り外した短管ごとに、横流式沈殿注入点については配管をずらした状態で清掃を行う。

(2) 産業廃棄物の運搬

関係法令を遵守し、別途発注の「長府浄水場活性炭処分業務」受注者処理施設へ運搬を行うこと。運搬前後に計量を行い、計量伝票を提出すること。

4 完了期日

令和 8 年(2026 年) 3 月 2 7 日(金)

5 提出書類

(1) 産業廃棄物収集運搬業許可証 (写)

別紙1

- (2) 業務写真（業務前、業務中及び完了）
- (3) マニフェスト
- (4) 計量伝票
- (5) 業務完了届
- (6) その他下関市上下水道局（以下「局」という。）担当者が指示するもの

6 注意事項

- (1) 着手に当たり、実施日、施工方法等について局担当者と事前に協議をすること。なお、本市の都合上、長期間作業着手ができない場合がある。
- (2) 業務実施日程（原則として、下関市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に定める市の休日を除いた日の午前8時30分から午後5時までとする。）については、局担当者と協議の上、決定すること。
- (3) 業務に際し、関係法令を遵守すること。
- (4) 浄水場内は20km/h以下で走行すること。
- (5) 業務中、既設構造物その他の工作物を破損し、又は損傷を与えた場合は、直ちに局担当者に報告し、局担当者の指示により受託者において原形復旧等すること。
- (6) 業務場所は、水道施設内であることを十分に認識し、使用機器の油漏れによる汚損がないよう、衛生面に注意すること。万一汚損した場合は速やかに局担当者に報告し、指示に従うこと。
- (7) 活性炭等の清掃、回収及び運搬中は、漏えい及び流出することがないようにシート養生を行う等十分注意すること。
- (8) 天候の急変及び水質の変化等不測の事態が発生した場合には、作業中止を指示することがある。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、局担当者及び受注者と協議のうえ決定するものとする。